



1. 資格確認書発行要否:資格確認書の発行が必要な場合は「発行が必要」にチェックを入れてください。

なお、発行は以下の場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーの電子証明書の有効期限切れの者

2. 退職の日から20日を経過した後申出書を提出する場合は、「備考」欄に遅滞した事由を記入してください。

3. 「支払金融機関」の欄は県外在住者のみ記入すること。

4. ※印欄は記入しないでください。